

損

害

保

険

(改訂版)

栗谷啓三著

税務経理協会

損 害 保 險

〔改訂版〕

栗 谷 啓 三 著

税 務 経 理 協 会

著 者 紹 介

大正4年(1915年)生まれ。
昭和13年東北大学法文学部卒業。
東京海上火災保険株式会社に勤務。昭和43年6月から
昭和47年6月まで同社監査役。
現在、帝京大学教授
著書『保険』(改訂版)(税務経理協会)

定 価 1,000円

昭和57年6月25日 初版発行
昭和59年5月15日 改訂版発行

損 害 保 險
〔改 訂 版〕

著 者	栗 谷 啓 三
発 行 者	大 坪 嘉 春
整 版 所	音羽整版株式会社
印 刷 所	幸 信 印 刷
製 本 所	三 光 社 製 本

発 行 所 東 京 都 新 宿 区 株 式 税 務 経 理 協 会
下落合2丁目5番13号

郵便番号 161 振替 東京 9-187408 電話 (03) 953-3301 (代表)
乱丁・落丁の場合はお取替えいたします。

© 栗谷啓三 1982

著者との契約により検印省略

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者及び出版社の権利侵害となりますので、コピーの必要がある場合は、予め当社まで許諾を求めて下さい。

ISBN4-419-00119-4 C2033 ¥1000E

改訂版はしがき

昭和57年6月に、この本の初版を出した。その後、次のような新しい保険や契約方式が生まれた。

昭和57年7月 住宅性能保証責任保険

昭和57年7月 クリーニング業者賠償責任保険

昭和57年9月 費用・利益保険

昭和57年9月 自家用自動車総合保険

昭和57年11月 家族傷害保険

昭和58年4月 主催旅行保険

昭和58年5月 パッケージ・ポリシー

なお、このほかに、昭和58年7月に、一般の自動車保険、自家用自動車保険、自家用自動車総合保険の約款が改定された。

版を重ねるにあたって、この本を up-to-date なものにするため、上記の事項を織り込むなど、所要の改訂を施した。

昭和59年3月

栗谷啓三

は し が き

わが国の損害保険会社が営んでいる損害保険事業の種類は、海上、運送、火災、自動車損害賠償責任、自動車、傷害、賠償責任、労働者災害補償責任、動産総合、保証、機械、建設工事、航空、信用、盗難、原子力、ボイラ・ターボセット、ガラス、動物、船客傷害賠償責任および風水害の各保険ならびに以上各種保険の再保険事業である。本書は、これらの保険のすべてについて、ひととおりの解説をしたものである。

海上保険は損害保険の一つであり、また、運送保険、火災保険、自動車損害賠償責任保険、自動車保険、傷害保険等も、それぞれ損害保険の一つである。

損害保険に属する保険に共通しているのは、偶然な出来事によって生じた損害を埋め合わせることである。損害は、プラスの財産の減少という形をとるものと、マイナスの財産の発生という形をとるものがある。前者の例として、保険につけられた物が滅失または損傷することによって被る損害を埋め合わせるものがある。後者の例として、損害賠償責任を負担し、金銭の支払をしなければならないことによって被る損害を埋め合わせるものがある。

各種の損害保険を理解するためには、予備知識として、損害保険のしくみを心得ておかなければならない。本書は、第1章を損害保険のしくみとし、第2章以下を各種の損害保険の解説にあてている。

損害保険も、約款によって契約が締結される。生きた損害保険を

学ぶためには、保険約款の定めるところを知っておかなければならない。ところで、保険約款は、しばしば変更される。昭和56年6月1日には火災保険の約款が、昭和56年8月1日には自動車保険の約款が改定された。輸出入貨物につける貨物海上保険については、各国の保険業者とも、ロンドン保険業者協会の約款を使っているところ、この約款も1982年1月1日に改定された。本書は、これらの変更を織り込んでいる。

昭和57年4月

栗谷 啓三

目 次

改訂版はしがき

は し が き

第1章 損害保険のしくみ 3

Ⅰ 概 説..... 3

損害保険とは（3）

Ⅱ 損害保険の分類..... 4

営利保険と相互保険（4） 積極財産保険と消極財産保険
（6） 元受保険と再保険（7）

Ⅲ 損害保険の募集..... 7

Ⅳ 保険約款 9

普通保険約款（9） 特別保険約款（10） 統一約款
（10） 開示（11）

Ⅴ 独占禁止法の適用除外11

総説（11） 保険業法12条ノ3以下（12） 損害保険料
率算出団体に関する法律（13）

Ⅵ 損害保険契約14

総説（14） 保険契約者、被保険者（14） 保険の目的
（14） 保険事故（15） 保険期間（15） 被保険利
益（15） 保険価額と保険金額（16） 全部保険、一部

保険，超過保険，重複保険（17）

Ⅶ 損害保険契約の締結	18
告知義務（18）	保険料（19）
保険証券（20）	特殊の引受け方法（21）
再保険（21）	損害保険関係の変動（25）
損害の発生（25）	

第2章 海上保険29

I 総説.....29

II 船舶保険29

意義（29）	評価済保険（30）	保険金額，保険制限金額（30）
船費保険（30）	保険契約者（31）	保険期間（31）
航路定限（31）	損害てん補の範囲（32）	免責（40）
保険料率（43）	告知義務（44）	通知義務（44）
各種の船舶保険（44）		

III 外航貨物海上保険45

総説（45）	旧外航貨物海上保険（46）	新外航貨物海上保険（49）
--------	---------------	---------------

IV 内航貨物海上保険71

第3章 運送保険73

第4章 火災保険75

Ⅰ 総 説.....75

Ⅱ 家計向けのもの.....75

住宅火災保険（75） 住宅総合保険（76） 店舗総合保
 険（79） 長期総合保険など（79） 団地保険（80）
 価額協定保険特約（80） 「地震保険に関する法律」に規定
 する地震保険（81）

Ⅲ 企業向けのもの.....82

火災保険普通保険約款（82） 各種の特別保険約款（83）

第5章 自動車損害賠償責任保険.....85

第6章 自動車保険.....87

対人賠償保険（87） 対物賠償保険（88） 車両保険
 （88） 搭乗者傷害保険（89） 自家用自動車保険（89）
 自家用自動車総合保険（90） 自動車運転者損害賠償責任
 保険（90）

第7章 傷害保険.....91

総説（91） 普通傷害保険（92） 家族傷害保険（93）
 交通事故傷害保険（93） ファミリー交通傷害保険（93）
 積立ファミリー交通傷害保険（93） 市民交通傷害保険
 （93） 海外旅行傷害保険（94） 自転車総合保険
 （94） 学生総合保険（94） つり保険（94）
 所得補償保険（94）

第8章 賠償責任保険95

賠償責任保険 (95) 住宅性能保証責任保険 (96)

第9章 保証保険97

第10章 その他の保険99

動産総合保険 (99) 機械保険 (99) 建設工事保険
(99) 航空保険 (100) 信用保険 (100) 原子力保
険 (101) 盗難保険 (103) 労働者災害補償責任保険
(103) ボイラ・ターボセット保険 (103) 動物保険
(103) ガラス保険 (103) 船客傷害賠償責任保険 (103)
風水害保険 (104) 費用・利益保険 (104)

参考文献 105

和文索引 107

欧文索引 112

損 害 保 險

第1章 損害保険のしくみ

I 概 説

損害保険とは われわれの日常生活も、企業の経済活動も、いつも平穩無事だとは限らない。火災、交通事故、海難、風水災など、さまざまな事故によって大きな損害を受けることがある。こうした事故は、狭い範囲で観察すると、毎年不規則に発生しているように見える。しかし、観察の範囲を広げて見ていくと、現実には事故の発生する割合がほぼ一定しているのを発見することができる。このことから特定の偶然な事故が将来において発生するであろう割合も予測することが可能となる。そして観察の範囲を広げれば広げるほど予測したところと実際の結果とが近づく。これを大数の法則 (law of large numbers) という。

大数の法則を応用すると、特定の偶然な事故に遭遇する危険にさらされている多数人を集め、加入者から事故発生率に応じて算出した金銭をきょ出させて共同の資金をつくっておき、加入者の中で現実にその事故に遭遇した者に対し、その資金から支払を行って損害を埋め合わせることができることになる。このしくみが損害保険制度である。

以上のような損害保険制度を利用して、これに加入する者がきよ
出す金銭を保険料といい、事故に遭遇した者に支払われる金銭を
保険金という。

Ⅱ 損害保険の分類

営利保険と相互保険 損害保険会社の営む保険事業を経営形態に
よって分けると、営利保険と相互保険の二つになる。

営利保険は、保険料の総額と保険金および事業費の総額との差額
を利得することを目的として行う保険である。営利保険事業は資本
金3千万円以上の株式会社だけが経営することができる（保険業法
3条）。

相互保険は、保険加入者を構成員とする団体が保険者となり、そ
の構成員のために行う保険である。相互保険事業は、基金（基金償
却積立金を含む。）3千万円以上の相互会社だけが経営することがで
きる（保険業法3条）。相互会社は保険事業についてだけ認められる
ものであるから、その組織は、保険業法の34条以下に定められてい
る。相互会社は株式会社と違って資本の制度はない。しかし設立当
初は、保険料収入で費用を支弁することが困難であるため、保険業
法は事業資金および担保資金として基金を設けることを要求してい
る。基金は一種の借入金である。基金利息の支払および基金の償却
については、保険業法64条による厳重な制約があり、かつ同法65条
により、基金を償却するときはその償却する金額と同一の金額を積
み立てなければならないことになっている。

営利保険では、保険加入者は、保険株式会社との間に保険契約が

存在するだけである。これに対し、相互保険では、保険加入者は同時に相互会社の構成員としての地位を併せ有することになる。保険契約の面では、営利保険と相互保険との間には、実際上はあまり大きな差異はない。

現在わが国には損害保険会社が23社あり、次に掲げるとおり、株式会社21社、相互会社2社となっている。

東京海上火災保険株式会社
 安田火災海上保険株式会社
 大正海上火災保険株式会社
 住友海上火災保険株式会社
 日本火災海上保険株式会社
 同和火災海上保険株式会社
 日産火災海上保険株式会社
 興亜火災海上保険株式会社
 千代田火災海上保険株式会社
 日新火災海上保険株式会社
 日動火災海上保険株式会社
 富士火災海上保険株式会社
 大東京火災海上保険株式会社
 共栄火災海上保険相互会社
 大成火災海上保険株式会社
 第一火災海上保険相互会社
 東洋火災海上保険株式会社
 朝日火災海上保険株式会社
 太陽火災海上保険株式会社

大同火災海上保険株式会社

オールステート自動車・火災保険株式会社

東亜火災海上再保険株式会社

日本地震再保険株式会社

保険事業は大蔵大臣の免許を受けなければこれを営むことができない（保険業法1条）。損害保険会社においては、保険事業の免許は、火災保険事業、海上保険事業、自動車保険事業というふうに保険事業の種類ごとに受けなければならない。保険会社は他の事業を営むことができず、また損害保険事業と生命保険事業とを兼営することができない（保険業法5条・7条）。

なお、「外国保険事業者に関する法律」に基づいて、大蔵大臣の免許を受け、わが国において損害保険事業を営んでいる外国保険会社の数は41社である。

積極財産保険と消極財産保険 損害保険は、偶然な一定の事故によって生じた損害をてん補するものである。これは、積極財産の減少という形をとる損害をてん補するものと、消極財産の発生という形をとる損害をてん補するものの二つに分けることができる。前者を積極財産保険、後者を消極財産保険という。

積極財産保険には、いろいろなものがある。例えば、①建物や自動車など具体的な物についての損害をてん補するもの、②債権の回収不能による損害をてん補するもの、③火災等によって企業に生じた利益の減少の損害をてん補するもの、④希望利益（expected or anticipated profit）を失うことによる損害をてん補するもの等がある。④の希望利益とは、貨物が無事に到着すれば、買手の貿易商社

等が売却によって正当に期待できる利益をいい、貨物が輸送の途中で滅失すれば、この利益を失ってしまう。

消極損害保険にもいろいろなものがある。例えば、①損害賠償責任や保険金支払責任などを負担することによる損害をてん補するもの、事故の発生によって支出を余儀なくされる臨時費用や損害防止費用などの費用の支出による損害をてん補するものなどがある。

元受保険と再保険 保険会社は、保険加入者に対して負う保険金支払責任の一部または全部を他の保険者に保険につけることが多い。この場合、後の保険を再保険（reinsurance）といい、第一の保険を元受保険（direct insurance）という。

Ⅲ 損害保険の募集

保険は、多数の法則を応用することによって成立する一つのしくみである。したがって、損害保険会社は、その事業の性質上、できるだけ多くの保険契約を、できるだけ広い地域にわたって締結しなければならない。そこで、損害保険会社は、全国各地に支店その他の店舗を設けるとともに、全国くまなくその土地の事情に明るいものと代理店契約を結び、これに保険募集の委託をしている。そして損害保険会社は、損害保険代理店が取り扱った分について、保険契約者から受け取った保険料の一定の割合を代理店手数料として支払っている。

損害保険代理店は、損害保険会社との間で代理店委託契約書を取り交わし、損害保険会社を代理して次の業務を行っている。